

No.896 本事件出願商標「NEXXUS」が先登録商標サービス標「LEXUS」と類似し旧商標法第7条第1項第7号に相当するのか否か

2016.9.23 宣告 事件番号 2016-2492 拒絶決定（商）

本事件出願商標「NEXXUS」が先登録商標サービス標「LEXUS」と類似し旧商標法第7条第1項第7号に相当するのか否か

[判示事項]

本事件出願商標「NEXXUS」が先登録商標サービス標「LEXUS」と類似し旧商標法第7条第1項第7号に相当するのか否か

判決要旨：

1. 本事件出願商標は先登録商標サービス標と外見面で差が大きく、2. LEXUS 標章の著名性によって呼称と強い識別力が先登録商標サービス標にもそのまま転移されて、先登録商標サービス標も需要者や取引き関係者はもちろん一般公衆の間でも「レクサス」と呼称され強い識別力を持つものであるため、一般需要者は呼称面でも類似点より差異をさらによく認識するようと思われる、3. 本事件指定サービス業の需要者は病院・医院、薬局、製薬会社、保険会社など大型機関や専門家であると思われる。

このような事情を総合的に考慮すれば、本事件出願商標は先登録商標サービス標と呼称面でわずかに類似する点があるとしても一般需要者、特に本事件指定サービス業の需要者の間で相互に区分されて認識されるものとしてサービス業出処の誤認・混同を起こすおそれがないので、本事件指定サービス業が先登録商標サービス標の指定サービス業と類似するかどうかを見る必要はなく、旧商標法第7条第1項第7号で定める同一・類似商標に相当しない。